

自主的避難等対象区域（三春町）に居住し、平成24年1月、避難した未成年の子一人を含む申立人ら家族について、平成27年3月分までの避難交通費等が賠償されたほか、申立人の1人について、平成26年6月分までの避難による通勤費の増加分が賠償された事例。

1385

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3及び同X4（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目（1）平成23年分

- ア 生活費増加費用及び移動費用
- イ ガイガーカウンター購入費

（2）平成24年ないし平成27年分

- ア 避難交通費
- イ 町内会費
- ウ 引越費用
- エ 引越関連費用
- オ 面会交通費
- カ 二重生活に伴う生活費増加分
- キ 家財道具購入費
- ク 就労不能損害（申立人X1分）
- ケ 通勤費増加費用（申立人X2分）
- コ 教育関連費用
- サ 避難雑費

（3）本件和解仲介に関する弁護士費用

期間（1）について

平成23年3月11日から平成23年12月31日まで

（2）ア、ウ、エ、オ、キ及びコについて

平成24年1月1日から平成27年3月31日まで

（2）イ、カ、ケ及びサについて

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

（2）クについて

平成24年4月1日から平成24年9月30日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金5,705,483円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

（1）平成23年分

- ア 生活費増加費用及び移動費用 520,000円
- イ ガイガーカウンター購入費 40,000円

（2）平成24年ないし平成27年分

ア 避難交通費	20,800円
イ 町内会費	27,000円
ウ 引越費用	50,000円
エ 引越関連費用	85,175円
オ 面会交通費	640,284円
カ 二重生活に伴う生活費増加分	1,160,000円
キ 家財道具購入費	300,000円
ク 就労不能損害（申立人X1分）	317,484円
ケ 通勤費増加費用（申立人X2分）	1,617,000円
コ 教育関連費用	41,560円
サ 避難雑費	720,000円
(3) 本件和解仲介に関する弁護士費用	166,180円

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し第2項の金員のうち、金520,000円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らは被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務はない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年5月10日

(仲介委員 犀川治)